

# 令和6年度 12月補正予算（案）の概要について

令和6年11月26日

## ■予算の規模

### 1 一般会計

補正前の額	17,266,405千円
補正額	383,501千円
補正後の額	17,649,906千円

前年度12月補正後予算との対比	881,664千円 (+5.3%増)
-----------------	-----------------------

### 【補正予算の財源】

特定財源	277,740千円
国庫支出金	175,153千円
県支出金	28,287千円
地方債	74,300千円
一般財源	105,761千円
市税	△123,238千円
地方特例交付金	129,686千円
地方交付税	13,392千円
繰越金	65,624千円
諸収入	20,297千円

## 2 特別会計

### (1) 国民健康保険事業

補正額 435,391千円

### (2) 後期高齢者医療

補正額 729千円

### (3) 介護保険事業

補正額 5,963千円

## 3 公営企業会計

### (1) 水道事業

補正額 315,175千円

### (2) 下水道事業

補正額 1,533千円

## ■補正予算(案)の主な内容

重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業、公共事業のほか、給与改定に伴う人件費の補正等について計上する。

### I 「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業

#### 1 「稼げる力」の創造

[6.1.3 農業振興費]

(1) 農業次世代人材投資事業(農林水産振興課) **450千円**

新規就農者の意欲喚起と定着を図るため、経営確立に資する資金を支援する。

- ・実施主体 独立・自営就農時に49歳以下の者
- ・補助率等 定額(150万円)、最長5年間

[7.1.3 ふるさと納税事業費]

(2) ふるさと納税事業(商工観光振興課) **15,826千円**

ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)を原資とした基金による市の振興のため、返礼品の充実や潟上市の知名度向上、寄附者及び寄附金額の増加を図る。

#### 2 「支える力」の創造

[2.1.6 企画振興費]

(1) 潟上市結婚新生活支援事業(企画政策課) **1,500千円**

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得が500万円未満の世帯に対し、婚姻に伴う住居費等の一部を助成する。

- ・補助対象 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用
- ・限度額 1世帯あたり30万円  
ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり60万円
- ・財源内訳 県2/3、市1/3

[3.1.2 障害者福祉費]

(2) 介護給付費・訓練等給付事業等(社会福祉課) **63,239千円**

障がいのある方が、地域の中で自立した生活を送るため、日常生活に必要なサービスを受ける費用を給付する。

[3.1.3 福祉医療給付費]

(3) 福祉医療給付事業(社会福祉課) **18,448千円**

児童等、高齢身体障害者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成する。

[3.2.4 保育園費]

(4) 子どものための教育・保育給付事業(子育て応援課) **30,477千円**

就学前教育・保育の充実のため、潟上市立施設以外の教育・保育施設の利用に対する経費を支援する。

① 広域入所保育委託料 **△27,216千円**

② 特定教育・保育施設等運営費負担金等 **57,693千円**

[3.2.8 児童手当費]

(5) **【拡充】** 児童手当給付事業(子育て応援課) **59,030千円**

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、児童手当を支給する。

- ・ 変更内容
  - ① 所得制限の撤廃
  - ② 高校生年代までの支給期間の延長
  - ③ 多子世帯への加算(第3子以降3万円)
  - ④ 支給回数の変更(4ヶ月に1回→2ヶ月に1回)
- ・ 支給額 令和6年10月分(12月支給分)から
  - 3歳未満 第1・2子 月額1万5千円
  - 第3子以降 月額3万円
  - 3歳以上高校生年代
    - 第1・2子 月額1万円
    - 第3子以降 月額3万円

[10.6.1 社会体育総務費]

(6) スポーツ団体活動支援事業(文化スポーツ課) **836千円**

生涯スポーツの推進を図るため、各種スポーツ団体の活動を支援する。

- ・ 事業内容 スポーツ少年団派遣費補助金

[国民健康保険事業特別会計]

(7) 国民健康保険保険給付事業(市民課) **432,694千円**

国民健康保険制度に基づき、被保険者の医療費を負担する。

①療養給付費	327,460千円
②療養費	1,080千円
③高額療養費	104,154千円

## Ⅱ 公共事業

[6.1.4 農地費]

(1) ため池等整備事業(農林水産振興課) **249千円**

越水などの災害を防止するため、老朽化が進む農業用ため池施設等を整備する。

- ・ 実施主体 秋田県、潟上市ほか2自治体、馬場目川水系土地改良区
- ・ 実施箇所 真崎堰地区(飯塚)
- ・ 負担割合 国55%、県28%、市町村10%(潟上市0.695%)、土地改良区7%

[水道事業会計]

(2) **【拡充】** 水道管路更新事業(上下水道課) **310,000千円**

上水道の安定供給を図るため、配水管路の適正な維持管理と老朽化や自然災害への備えとして計画的な更新・改修を行う。

- ・ 基幹配水管路の更新 (天王追分地区)

### **Ⅲ その他**

[各会計]

(1) 給与改定等に伴う人件費補正 **122,458千円**

**【内訳】**

- ・ 一般会計 **109,998千円**
- ・ 国民健康保険事業特別会計 **2,697千円**
- ・ 後期高齢者医療特別会計 **611千円**
- ・ 介護保険事業特別会計 **5,723千円**
- ・ 水道事業会計 **1,917千円**
- ・ 下水道事業会計 **1,512千円**

[2.3.1 戸籍住民基本台帳費]

(2) 火葬場使用助成事業(市民課) **3,150千円**

市民負担の軽減と平等性を図るため、火葬場の利用に係る費用を助成する。

- ・ 助成額 (年齢に応じ区分あり)

男鹿市斎場 上限 42,000 円に変更 (11/1 利用分から)

[6.1.4 農地費]

(3) 県営造成施設等突発事故復旧支援事業(農林水産振興課) 176千円

土地改良区施設の復旧を支援するため、緊急的に実施する復旧工事にかかる費用の一部を補助する。

- ・ 事業箇所 ①上川口揚水機場（飯田川下虻川地内）  
②飯塚揚水機場（飯田川飯塚地内）
- ・ 対象経費 ①ポンプ制御装置改修費  
②ポンプ復旧工事費
- ・ 補助率等 対象経費×1/10（市 1/10）

<繰越明許費> 【1件】

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資事業	56,600

<債務負担行為> 【2件】

事項	期間	限度額(千円)
道路維持補修事業	令和7年度	24,211
公園長寿命化事業	令和7年度	310,584

<地方債> 【5件】

起債の目的	補正前限度額(千円)	補正後限度額(千円)
過疎地域持続的発展特別事業	35,900	47,300
農業基盤整備事業	17,200	17,500
道路冠水対策備品整備事業	52,700	58,000
消防水利施設整備事業	4,300	5,000
水道事業出資債	14,500	71,100